

納 税 猶 予 税 額 等 の 調 整 計 算 書

被 相 続 人	
相 続 人 等	

第 8 の 5 表 (修正申告用) (平成 30 年分以降用)

この計算書は、次の相続税の特例のうち 2 以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

- ・ 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
- ・ 株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- ・ 株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
- ・ 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の4第1項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行の日以降は、同法第70条の6の6第1項））
- ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の8第1項（平成30年4月1日以降は、同法第70条の7の12第1項））又は医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の9第1項（平成30年4月1日以降は、同法第70条の7の13第1項））

1 調整前納税猶予税額等の明細

この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、特例株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額又は医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）についてその明細を記入します。

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)
① 調整前農地等納税猶予税額（相続人等の修正申告書第3表・第8表2の2の㊦の金額）	円	円	円
② 調整前株式等納税猶予税額（相続人等の修正申告書第8の2表の2の㊦の金額）	00	00	00
③ 調整前特例株式等納税猶予税額（相続人等の修正申告書第8の2の2表の2の㊦の金額）	00	00	00
④ 調整前山林納税猶予税額（相続人等の修正申告書第8の3表の2の㊦の金額）	00	00	00
⑤ 調整前持分納税猶予税額等（相続人等の修正申告書第8の4表の2の㊦の金額）	00	00	00
⑥ 調整前納税猶予税額等 (①+②+③+④+⑤)	00	00	00
⑦ 納税可能税額等（相続人等の修正申告書第1表の (㊱-㊲) の金額）（100円未満切捨て）	00	00	00

(注) ⑥欄の金額が⑦欄の金額を超える場合（「⑥>⑦」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
 なお、⑥欄の金額が⑦欄の金額以下の場合（「⑥≤⑦」の場合）には、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整

この欄は、1の⑥欄の金額が1の⑦欄の金額を超える場合（「⑥>⑦」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。
 なお、1の⑥欄の金額が1の⑦欄の金額以下の場合（「⑥≤⑦」の場合）は記入を要しません。

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)
⑧ 調整後の農地等納税猶予税額 (⑦×①/⑥) (100円未満切捨て)	円	円	円
⑨ 調整後の株式等納税猶予税額 (⑦×②/⑥) (100円未満切捨て)	00	00	00
⑩ 調整後の特例株式等納税猶予税額 (⑦×③/⑥) (100円未満切捨て)	00	00	00
⑪ 調整後の山林納税猶予税額 (⑦×④/⑥) (100円未満切捨て)	00	00	00
⑫ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×⑤/⑥) (100円未満切捨て)	00	00	00

3 納税猶予税額等

この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)	
⑬ 農地等納税猶予税額 (①の金額 (2において調整の計算をした場合には⑧の金額) を転記します。)	円	(修正申告書第1表の㊳) 円	円	
⑭ 株式等納税猶予税額 (②の金額 (2において調整の計算をした場合には⑨の金額) を転記します。)	A	A (修正申告書第1表の㊳)	00	
⑮ 特例株式等納税猶予税額 (③の金額 (2において調整の計算をした場合には⑩の金額) を転記します。)	A	A (修正申告書第1表の㊳)	00	
⑯ 山林納税猶予税額 (④の金額 (2において調整の計算をした場合には⑪の金額) を転記します。)	00	(修正申告書第1表の㊳)	00	
⑰ 医療法人持分納税猶予税額等 (⑤の金額 (2において調整の計算をした場合には⑫の金額) を転記します。)	00	00		
イ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑰の金額を転記します。)	A (修正申告書第1表の㊳)	00
	ロ	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (⑰の金額を転記します。)	B (修正申告書第1表の㊳)
(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき		医療法人持分税額控除額 (⑰の金額に基づき算出した第8の4表の付表のFの金額を転記します。)	B (修正申告書第1表の㊳)	

(注) 1 ⑬、⑭、⑮、⑯及び⑰欄の各欄の「㊦修正前の課税額」欄には、この修正申告による修正前の課税額を、「㊧修正申告額」欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
 2 ⑬、⑭、⑮、⑯又は⑰欄の金額は、相続人等の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㊳」、「株式等納税猶予税額㊳」、「特例株式等納税猶予税額㊳」、「山林納税猶予税額㊳」又は「医療法人持分納税猶予税額㊳」若しくは「医療法人持分税額控除額㊳」欄にそれぞれ転記します。
 3 ⑰欄の「㊧修正申告額」欄は、⑰欄の「㊧修正申告額」欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様 ((イ)又は(ロ)) に応じ、(イ)のときには⑰欄の「㊧修正申告額」欄の金額を、(ロ)のときには⑰欄の「㊧修正申告額」欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。